

# 減数調剤の対象の変更について

山形済生病院 薬剤部

より多くの患者に対して、適切な減数調剤を実施する目的にて、『**保険薬局における減数調剤実施手順書**』に記載されている減数調剤の適応範囲を一部改訂いたします。

**令和3年6月1日より運用開始**

# 実施手順書における変更箇所

## ① 【適応範囲】について、1項目を削除

### 【適応範囲】

- ア. 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象
- イ. 頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象
- ウ. 外用薬、注射薬、その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象
- エ. 受診できない場合の対策として、残薬が、少なくとも10日分は残るようにすること

~~オ. 減数調剤は、処方箋単位あるいはRp単位毎に調整可能~~

~~——※但し、一包化指示の場合は、処方箋単位に限る 《記載削除》~~

# 実施手順書における変更箇所

## ②【適応範囲外】について、4項目を削除し、新たに1項目を追加

【適応範囲外】・・・以下に該当する場合、減数調剤は認めない

ア. 麻薬および覚せい剤原料

イ. 処方箋に記載された医薬品の1日量や1日服用（使用）回数等を減ずること

~~ウ. 用法の一部に対する減数調剤。~~

~~——（例：「1日3回朝・昼・夕食後」のうち昼食後のみの減数）——《記載削除》~~

~~エ. R・p内の一部の薬剤に対する減数調剤（投与日数の分解）——《記載削除》~~

~~オ. 一包化指示の処方における、分包の一部薬剤のみの減数調剤——《記載削除》~~

カ. 残薬が、10日分未満になってしまう場合

~~キ. 減数調剤後、処方日数（回数、処方量）が0となる場合（処方削除）~~

~~——※理由：次の処方ミスにつながりかねないため——《記載削除》~~

ク. インスリン製剤およびインスリン製剤の自己注射に用いるペン型注入器用注射針  
《記載追加》

# インスリンおよび注射針の処方量について

インスリン製剤およびインスリン製剤の自己注射に用いる注射針の処方量については、**済生病院薬剤部にて残数を確認し、処方量の調節を行っておりますので、保険薬局での減数調剤は行わないでください。**

【適応範囲】、【適応範囲外】以外の項目に変更はありません。減数調剤を行った場合は従来通り『減数調剤報告書』での情報提供をお願い致します。  
**この報告が無いと、減数調剤に該当しないため勝手に調剤を行わなかったこととなりますのでご注意ください。**

『保険薬局における減数調剤実施手順書』、  
『減数調剤報告書』は当院ホームページに掲載しております。

**トップページ**

**→医療関係者の方**

**→保険薬局向け各種PDF 内**